社会福祉法人明松会特定個人情報取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、当法人が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、当法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

（用語及び定義）

第２条　本規程で掲げる用語の定義は、別表１のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第３条　当法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

役職員に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
役職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出事務
役職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

（取り扱う特定個人情報等の範囲）

第４条　前条において当法人が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

⑴　役職員又は役職員以外の個人から、番号法第１６条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し

⑵　当法人が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え

⑶　当法人が法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等

⑷　その他個人番号と関連づけて保存される情報

２　第１項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）

第５条　当法人における特定個人情報等の取扱いについての組織体制は以下のとおりとする。

⑴　当法人は、理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。

⑵　事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者とする。

⑶　事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

⑷　事務取扱担当者が変更することになる場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。理事長はかかる引継ぎが行われたか確認するものとする。

（事務取扱担当者の監督）

第６条　当法人は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（教育・研修）

第７条　当法人は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

２　事務取扱担当者は、理事長が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。

３　当法人は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

（特定個人情報等の取扱状況の確認）

第８条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱い状況を確認し、執務記録を作成、保存するものとする。

２　理事長及び事務取扱責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

（情報漏えい事案等への対応）

第９条　事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

第２節　物理的安全管理措置

（管理区域及び取扱区域）

第１０条　当法人は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定情報ファイルを管理する区域（以下、「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という。）を明確にする。

２　管理区域とは、特定個人情報等を取り扱うパソコン等及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。

３　取扱区域とは、事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及

び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

第１１条　当法人は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

⑴　特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

⑵　特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第１２条　当法人は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

⑴　個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

⑵　行政機関等への法定調書の提出等、当法人が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

２　事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）

第１３条　理事長は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第３節　技術的安全管理措置

（アクセス制御・アクセス者の識別と認証）

第１４条　当法人における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

⑴　特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。

⑵　機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第１５条　当法人は、専用ソフトウェア等を利用し、情報システムを外部からの不正アクセス等から保護するものとする。

（情報漏えい等の防止）

第１６条　当法人は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

⑴　通信経路における情報漏えい等の防止策
　　通信経路の暗号化
⑵　情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
　　データの暗号化又はパスワードによる保護

第３章　特定個人情報等の取得、利用等

（個人番号の取得、提供の求め）

第１７条　当法人は、第３条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

２　個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

３　当法人の個人番号の提供の要求又は第１９条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず、個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

（本人確認）

第１８条　当法人は、役職員又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

２　書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

（個人番号の利用）

第１９条　当法人は、第３条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

２　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当法人が保有している個人番号を利用することができる。

（本人確認書類の保存）

第２０条　提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第２１条　当法人は、第３条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

２　特定個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで適切に保存する。

（開示、訂正）

第２２条　当法人にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

（第三者提供の停止）
第２３条　特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第４章　特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除）
第２４条　当法人は第３条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第５章　特定個人情報の委託の取扱い

（委託先における安全管理措置）
第２５条　当法人は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託する場合には、当法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。
２　前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
⑴　委託先の適切な選定
⑵　委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
⑶　委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
３　第２項第２号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
⑴　秘密保持義務に関する規定
⑵　事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
⑶　特定個人情報の目的外利用の禁止
⑷　再委託における条件
⑸　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
⑹　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
⑺　従業者に対する監督・教育に関する規定
⑻　契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
４　当法人は、委託先の管理については、事務所を責任部署とする。
５　当法人は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、１年に１回以上の頻度で及び必要に応じてモニタリングをするものとする。
６　当法人は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当法人に報告される体制になっていることを確認するものとする。
７　委託先は、当法人の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委

託先が更に再委託する場合も同様とする。

８　当法人は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

第６章　その他

（改廃）

第２６条　規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

この規程は、議決の日から施行する。

別表１（第２条関係）

番号	用語	定義
１	個人情報	個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
２	個人番号	番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第２条第６項及び第７項、第８条並びに第 67 条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項における個人番号）。
３	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第７条第１項及び第２項、第８条並びに第 67 条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
４	特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
５	個人情報ﾌｧｲﾙ	特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
６	特定個人情報ﾌｧｲﾙ	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
７	保有個人情報	個人情報取扱事業者（項番（１２））が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
８	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第９条第１項又は第２項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
９	個人番号関係事務	番号法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
１０	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
１１	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

１２	個人情報取扱事業者	特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去６か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者以外の者をいう。
１３	役職員	当法人の組織内にあって直接又は間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当法人との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員等）を含む。
１４	事務取扱担当者	当法人内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
１５	管理区域	特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
１６	取扱区域	特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。